

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(第1号様式)を提出する必要があります。

### 住居確保給付金申請時確認書

#### 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の作成するプランに基づく就労支援を受けること
  - ①月1回以上、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の面接等の支援を受ける
  - ②月2回、公共職業安定所で職業相談等を受ける
  - ③週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 ※則第3条第二項に該当する者については、②、③を除く。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと (過去に住居確保給付金を受けたことがない)、又は、再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと(申請期間中において暴力団員にならないこと)

他自治体で住居確保給付金を受けたことがある方は、下記署名欄にて必ずその旨お知らせください。

#### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止となる場合があること又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ①誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ②住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③支給決定後、住宅から退去した場合(借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く)
  - ④申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
  - ⑨中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは債権者等に報告を求め、又は銀行等が報告することについて、官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給決定後、申請者等の状況が変更された場合、申請書に記入した内容と異なる旨を速に報告を求めること

過去に世田谷区以外で住居確保給付金を受給したことがあるかどうかチェックを入れてください。

2年以内に離職の方は、オンライン等によりハローワークの求職登録を行い、求職番号を取得して左詰めでご記入ください。

【求職番号の記入欄】  
 公共職業安定所から付与された求職番号 

1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和      年 11 月 30 日  
 世田谷区      丁目      番      号      丁目      番      号      丁目      番      号      丁目      番      号

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。  
 (◆次のうち必ずいずれかにチェックを入れてください)

私は、過去に世田谷区以外で住居確保給付金を受給したことはありません。

私は、過去に世田谷区以外で住居確保給付金を受給したことがあります。(自治体名: 目黒区)

申請者氏名 世田谷 けやき